

○国立大学法人筑波技術大学保健管理センター規程

〔 平成17年10月3日
規 程 第 7 号 〕

最終改正 令和5年6月28日規程第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第16条の規定に基づき、本学における保健に関する業務を一体的に行い、学生及び職員の健康の保持増進を図り、学生の修学又は日常生活上の問題についてのカウンセリングを行うとともに、聴覚・視覚の適正な管理を図るため、保健管理センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 センターは、聴覚障害系及び視覚障害系に分け、業務を処理する。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる保健管理、聴覚管理及び視覚管理並びにカウンセリングに関する業務を行う。

- (1) 学生及び職員の健康の保持増進、聴覚管理及び視覚管理並びにカウンセリングについての企画、立案に関すること。
- (2) 学生及び職員の定期及び臨時の健康診断（聴力検査又は視力検査を含む。）の実施並びに事後措置に関すること。
- (3) 健康の保持増進等に関し、学生及び職員に対し隨時相談に応じること。
- (4) 応急措置を行うこと。
- (5) 環境衛生及び感染症の予防に関し指導助言すること。
- (6) 保健管理の充実向上のための専門的調査研究を行うこと。
- (7) 学生の修学上又は日常生活上の諸問題に関し、カウンセリングを行うこと。
- (8) 学生及び職員の保健管理に関し、必要な記録を整備し保管すること。
- (9) その他学内の保健管理に関する専門的業務を行うこと。

(運営委員会)

第4条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学生委員会が推薦する同委員会委員 若干人
- (3) 産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センターの教授、准教授又は専任の講師のうちから選出される者 各1人
- (4) 総務課長
- (5) 聴覚障害系支援課長
- (6) 視覚障害系支援課長
- (7) その他学長が指名する者 若干人

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する重要事項
- (2) 各障害系の業務計画に関する事項
- (3) その他センター長が必要と認める事項

(任期)

第6条 第4条第2項第2号、第3号及び第7号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、センター長をもって充て、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する者とする。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を聞くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

2 この規程施行後最初の主任等の任期については、第4条第3項及び第7条第1項の規定にかかわらず、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。